

しゅうがくしえんきん
高等学校等就学支援金 紙申請の手引き

【高等学校等就学支援金とは】

- 授業料を国が生徒に代わり負担する制度です。（返還不要）
- 所得金額が一定額未満の世帯に対する支援制度です。
- 今回の申請は、令和7年4月～6月分の授業料です。

※1 継続して就学支援金を受給するためには、7月以降に再度申請が必要です。

（再度の申請が不要となる申請方法もあります。3ページをご参照ください。）

※2 申請しない場合や要件を満たさない場合は、授業料を納入する必要があります。

県内高校で約8割の
生徒が受給しています。



埼玉県マスコット

「コバトン」「さいたまっち」

【紙申請方法】

次の①～③を提出用封筒に入れ、学校が指定する日までに学校へご提出ください。

〈提出書類〉

① 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

※必須

② 保護者等の収入状況等を確認できる書類（3ページ参照）

※必須

マイナンバーカード（裏面）の写し

又は

課税証明書

③ 該当する場合に必要な書類 ※該当する場合のみ提出

以下のいずれかに該当する場合、4ページに記載する必要書類をご提出ください。

- ア 生活保護法による生活扶助を受けている場合
- イ 親権者以外で生徒の生活費を負担している生計維持者がいる場合
- ウ 入学時、生徒が成人している場合
- エ 過去に別の高等学校等に在学し、就学支援金を受給していた場合

1 就学支援金の支援額

国が負担する授業料の金額は、在籍する課程により異なり、原則として授業料の金額と同額です。

課程	支援額
全日制	9, 9 0 0 円（月額）
定時制（単位制による課程を除く）	2, 7 0 0 円（月額）
定時制（単位制による課程）	1, 7 4 0 円（1 単位につき）
通信制	3 3 0 円（1 単位につき）

※定時制課程（単位制による課程）及び通信制課程においては、履修単位数に応じて就学支援金が授業料に充てられます。在学期間中最大74単位まで支給を受けることができます。

※直接支給を受けるものではありません。高校等に納入すべき授業料を国が生徒に代わり負担するものです。

2 対象となる方

次の①～④のすべての要件に該当する方が対象です。

なお、対象とならない方が申請した場合でも、ペナルティ等は発生しません。

- ① 生徒本人が国内に住所を有していること。
- ② 高等学校等を卒業又は修了していないこと。
- ③ 高等学校等の在学期間が通算で36月（定時制課程・通信制課程は48月）を超えていないこと。
- ④ 保護者（親権者）の「課税標準額（課税所得額）×6％－市町村民税の調整控除の額*」が304, 200円未満の世帯であること。

* 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※ ④の所得確認は、原則として保護者（親権者）全員分の金額で判断します。

※ どのような世帯構成であっても、基準額（304, 200円）は変わりません。

〈世帯年収の目安は910万円未満です。〉

- 給与収入のみの4人世帯*がモデルの目安です。

* 両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の世帯

- 世帯年収の目安は世帯状況*によって大きく異なる場合があります。

* 家族構成、扶養状況、サラリーマンか自営業か等

3 提出書類

① 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書 **※必須**

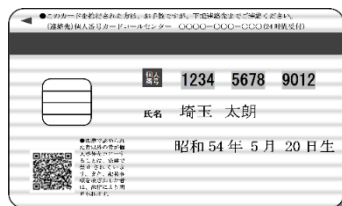
記入例（８・９ページ）を参照し、必要事項を記入してください。

② 収入状況等を確認できる書類（以下ア、イのいずれか１点） **※必須**

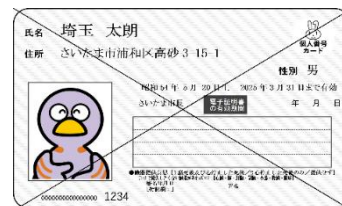
ア 「マイナンバーカード」（裏面）の写し

原則として、マイナンバー等*の提出をお願いします。

- 保護者全員分のマイナンバーが記載された面を台紙（10 ページ参照）に貼り付けてください。



マイナンバーカード（裏面）



※ 表面は貼り付けません。

* マイナンバーカードの代わりに以下の書類のいずれかの提出でも可能です。

- マイナンバーが記載された住民票（写し可）
※ 保護者以外のマイナンバーを黒塗りして提出してください。
- マイナンバー通知カードの写し
※ カードに記載されている住所・氏名が申請時点と異なる場合は、
マイナンバーが記載された住民票を提出してください。

マイナンバーを提出して就学支援金の受給資格が認定となった場合は、**毎年度の申請が不要になります。**

保護者全員分のマイナンバーの提出をお勧めします！



埼玉県マスコット

「コバトン」「さいたまっち」

イ 「課税証明書*1」

マイナンバー等の提出が難しい場合には、市町村が発行する令和6年度課税証明書又は納税通知書（写し可）を提出してください。

～課税証明書を準備するうえでの留意点～

市町村が発行する課税証明書には、就学支援金受給資格の審査に必要な額*2 が記載されていない場合があります。

記載されていない場合は、「高等学校等就学支援金に係る課税証明書の補足様式」（7ページ参照）が別途必要となります。役場の窓口でお求めください。

- *1 勤務先から送付される「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」を所得確認書類として提出することはできません。
- *2 就学支援金受給資格の審査に必要な額とは、課税標準額（課税所得額）や市町村民税の調整控除の額です。

③ 該当する場合に必要な書類 ※該当する場合のみ提出

以下のいずれかに該当する場合は、それぞれに必要な書類をご提出ください。

ア 令和6年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている場合

【必要書類】福祉事務所が発行する生活保護受給証明書（世帯全員の記載が必要）

イ 親権者以外が生徒の生活費を負担している生計維持者がいる場合

【必要書類】扶養誓約書 ※学校事務室でお求めください。

（記入例（11ページ）を参照し、必要事項を記入してください。）

ウ 入学時、生徒が成人している場合

【必要書類】扶養誓約書 ※学校事務室でお求めください。

（記入例（11ページ）を参照し、必要事項を記入してください。）

エ 過去に別の高等学校等に在学し、就学支援金を受給していた場合

【必要書類】在籍していた高等学校等から送付される就学支援金受給資格消滅通知

4 保護者等が申請書類を持参または郵送する場合の証明書

保護者等のマイナンバーカード（写）等を提出する際に、保護者等の身元確認ができる書類を提示又は提出する必要があります。（生徒が学校へ持参する場合は不要です。）

- ・持参する場合 → 書類を提出する際に、身元確認ができる証明書等を提示してください。
- ・郵送する場合 → 身元確認ができる証明書等の写しを申請書類と併せて提出してください。

保護者等の身元確認ができる証明書等	
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード）の表面
マイナンバーカードをお持ちでない方	顔写真付身分証明書（次の①～⑤の書類から1点） ① 運転免許証又は運転経歴証明書 ② 旅券（パスポート） ③ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ④ 在留カード、特別永住者証明書 ⑤ その他、本人の写真表示がある身分証明書等で個人識別事項の記載があるもの ※ ①～⑤の書類をお持ちでない場合は、以下の書類から2点 年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

5 よくある質問と回答

質問① 所得の要件を満たしているか自分で確認する方法はありますか？

- 所得の要件は、「課税標準額（課税所得額）× 6 % - 市町村民税の調整控除の額」が、304,200円未満の世帯となります。
- 課税標準額（課税所得額）及び市町村民税の調整控除の額は、マイナポータル又は市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

質問② 申請をするうえで、気を付けることはありますか？

- 以下の場合には保護者等の税額を確認できません。
 - マイナンバーを提出した場合でも、以下に該当する場合は、保護者等の税額を確認することができず、審査が大幅に遅れることがあります。
 - ① 住民税の申告（令和5年1月～12月分）をしていない場合
→ 保護者全員分の税申告が必要です。（生活保護受給の場合を除く。）
 - ② 課税地（令和6年1月1日時点の住所）の申請内容に誤りがある場合
→ 申請の際に「個人番号カード貼付台紙」（10ページ参照）に課税地を正しく記入する必要があります。

質問③ 審査の結果はいつ分かりますか？

- 一番早い時期で、7月上旬以降から学校を通じて審査結果を送付する予定です。
- 審査においては、申請者様ごとに所得要件を確認するため、結果の送付時期が異なります。
- 審査に時間を要してしまった場合、**高等学校等の授業料を納入していただく場合があります**。納入後に就学支援金の受給資格が認定となった場合は、納入した授業料は還付されます。

マイナンバー等で税額を確認できなかった場合、埼玉県から申請内容の追加確認や課税証明書等の追加提出をお願いすることがあります。
就学支援金の早期支給のために、ご協力をお願いします。



〈マイナンバーの利用目的〉

マイナンバー（個人番号）は、高等学校等就学支援金の審査に必要な課税標準額（課税所得額）及び市町村民税の調整控除の額の確認に使用します。

その他、以下の制度の申請をする場合は、その審査にマイナンバーを使用します。

- ・ 埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免制度
- ・ 埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金制度
- ・ 高等学校学び直し支援金制度
- ・ 高等学校専攻科修学支援金制度



マイナンバーPR キャラクター
「マイナちゃん」

(別紙1)

埼玉 太郎 殿
(氏名)

高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項(マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式B-002(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」における定義によるものとします。(本人該当区分のうち「未成年」を除く。))については、下記の通りです。

令和 6 年度(令和 5 年分)の所得等

- 課税所得額(課税標準額) _____ 円
- 合計所得金額 _____ 円
- 総所得金額等 _____ 円
- 扶養親族の合計 _____ 人 (※同一生計配偶者を含む)
(内、16歳未満扶養者数 _____ 人)
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○
 特別障害 その他の障害 寡婦 ひとり親
 勤労学生 未成年

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 _____ 〇, 〇〇〇 円

※ 市町村民税相当

日付 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
 市区町村名 _____
 担当部局課名 _____

公印※省略可

※ お住まいの市町村により一部様式が異なる場合があります。

申請書記入例（表）

4 月中の日付を記入します。

令和 7 年 4 月 8 日

※ 太枠内は生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。

生徒が在学する学校の名称		課程	学科
		全日制・定時制・通信制	科
学年・組・番号	年	組	番
ふりがな			
生徒の氏名			

生徒の生年月日	年	月	日	保護者等の電話番号
保護者等の電子メールアドレス				
生徒の住所	〒	都道	市区	
		府県	町村	

以下の 3 つのうち、

申請をする場合は、こちらに☑をします。

☒ 受給資格認定申請書（初回時）	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
☐ 収入状況届	申請をしない場合は、こちらに☑のうえ、以下の該当する理由に☑をします。「その他」の場合は、理由を記入します。
☒ 不申請の申請書	（授業料を納付する必要があります。）
※ 申請しない理由	☐ 「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」が 304,200 円以上のため。 ☐ その他（ ）

※ 不申請の申請書に☑をする場合（申請をしない場合）は、以下の欄の記入は不要です。

次の事項を必ず確認の

申請をする場合は、記載事項を確認のうえ、必ず☑をしてください。

☒ 1 この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
☒ 2 この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や 3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

現在の高校の在籍状況について記入します。

上の注意）及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

①現在に通学している 高等学校等の在学 期間	立	高等学校	年 月 日 ~ 【うち支給停止（休学）期間】 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等 学校等に在学して いた期間	立	立	年 月 日 ~ 【うち支給停止（休学）期間】 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
③過去に別の高等 学校等に在学して いた期間	立		年 月 日 ~ 【うち支給停止（休学）期間】 年 月 日 ~ 年 月 日	

過去に他の高等学校等に在学していた場合は、忘れずに記入してください。

※ 次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

・高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者

・高等学校等に在学した期間が通算して 3 6 月（定時制・通信制の場合は 4 8 月）を超えた者（ただし、就学支援金

の支給停止（休学）期間は含めません。）

申請書記入例（裏）

【2 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分

☒ 4月～6月（個人番号カードの写し等又は令和6年度の課税証明書等を添付）	☐ 7月～翌年6月（個人番号カードの写し等又は令和7年度の課税証明書等を添付）
---	--

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等又は課税証明書等については次のとおりです。（次の①から⑧まで）

(2) - 1 次の保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付する。	
① ☐ 親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）の場合	父母両方のマイナンバーカード（写）等を提出する場合は、こちらに☑をします。 保護者1名分のマイナンバーカード（写）等を提出する場合は、②のうちいずれかに☑をします。 （例）離婚、死別等により保護者が1名の場合は、こちらに☑をします。
② ☐ 親権者1名分（②に該当する場合は、次のいずれかに☑を付けてください。）	
☐ （課税証明書等を提出する場合のみ選択可）親権者の1名が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件に該当しない場合	
☐ 親権者の1人が課税期日に個人番号の指定を受けていない場合	
☐ 離婚、死別等により親権者が1名となる場合	
☐ 親権者が存在するものの、課税証明書等を提出できない場合	
③ ☐ 未成年後見人1名分 親権者が存在せず、未成年後見人が法人である場合	
④ ☐ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合	
主たる生計維持者1名分（⑤に該当する場合は、次のいずれかに☑を付けてください。）	
⑤ ☐ （課税証明書等を提出する場合のみ選択可）生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件に影響がないことが明らかなる場合	
☐ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合、又は個人番号の指定を受けていない場合	
☐ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等	
⑥ ☐ 生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	
(2) - 2 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付しません。	
⑦ ☐ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合 例：児童相談所、児童養護施設、里親、ファミリーホーム等	
⑧ ☐ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合	

個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付しない場合は不要です。）

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	氏名 (ふりがな)	生徒との続柄

※ 以下のいずれかに該当する場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・収入の修正申告や税額の更正決定による課税標準額又は市町村民税の調整控除の額の変更があった場合
- ・離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合

【3 確認事項】（次の事項を必ず確認してください。）

- ・高等学校等就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手を学校設置者に委任することを了承します。
- ・高等学校等就学支援金の申請に係る授業料の取扱いについては、徴収猶予を希望します。
- ※ 審査の結果、高等学校等就学支援金の受給資格が不認定となった場合は、授業料を支払う必要があります。
- ※ 明らかに高等学校等就学支援金の支給がないと見込まれる場合は、徴収猶予ができないことがあります。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

個人番号カード（写）貼付台紙記入例

マイナンバーカード（写）等を提出する保護者の氏名及び生年月日を記入します。

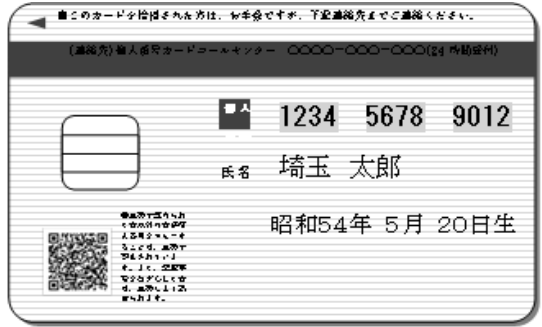
個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金認定申請等のため、保護者等の個人番号を 1 名分提出します。

また、認定手続きに当たって、埼玉県が地方税関係情報を取得することに同意します。

学校名	課程	学科	学年	組	番号
埼玉県立埼玉高等学校	全日制 定時制 通信制	普通科	1	1	1

生徒	ふりがな	姓	さいたま	名	いちろう	住所	〒 - 埼玉県 さいたま市 浦和区高砂 3-15-1
	氏名	埼玉 一郎					
	生年月日	昭和 21 年 11 月 14 日 平成					

保護者等①	ふりがな	姓	さいたま	名	たろう	
	氏名	埼玉 太郎				
	生年月日	昭和 54 年 5 月 20 日 平成				
	生徒との続柄	親権者(父・母) その他()				
	住所	〒				

※令和6年1月1日現在、上記生徒住所と異なる場合のみ記入してください。

☐ 令和6年1月1日時点で日本国内に在住していない、又は個人番号の指定を受けていない。

保護者等②	ふりがな	姓		名		令和6年1月1日時点の住所を記入します。 転居等で現在の住所と課税地が異なる場合は、誤りのないよう入力をお願いします。
	氏名					
	生年月日					
	生徒との続柄	親権者(父・母) その他()				
	住所	〒				

※令和6年1月1日時点で日本国内に在住していない、又は個人番号の指定を受けていない。

貼付欄

※個人番号が記載されている面(裏面)を上にして貼り付けてください。

注) 個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等をこの台紙と合わせて提出してください。

上記の保護者のみが記載された住民票等にしてください(保護者以外の個人番号は載せないこと)。

保護者2名分のマイナンバーカード（写）等を提出する場合は、2名それぞれの氏名及び生年月日を記入します。

扶養誓約書記入例

提出が必要なのは、親権者以外で生徒の生活費を負担している生計維持者がいる場合と入学時、生徒が成人している場合です。

様式 5 6

4 月中の日付を記入します。

令和 **7** 年 **4** 月 **8** 日

扶 養 誓 約 書

埼玉県教育委員会 殿

扶養者（保護者）の住所と扶養者の氏名を記入します。

扶養者住所： **埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1**

扶養者氏名： **埼玉 太郎**

記載事項を確認のうえ、必ず☑をしてください。

以下の事項を必ず確認の上、全ての□にレ印及び必要事項を記入してください。

- ☒ この誓約書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この誓約書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

生徒氏名と保護者から見た生徒の続柄を記入してください。

対象生徒氏名 (被扶養者氏名)	埼玉 一郎
被扶養者との続柄(注)	子

(注) 扶養者から見た被扶養者との続柄を記載してください。

お問い合わせ

高等学校等就学支援金制度の概要及び申請方法に関するよくあるお問い合わせは、本しおりや埼玉県ホームページに掲載しています。

以上の内容をご確認いただいた上で問題が解決しない場合は、下記のお問い合わせ先に直接お問い合わせください。

以下のいずれかへお問い合わせください。

- ① 生徒が通う学校の事務室
- ② 埼玉県高等学校等就学支援金事務局

問い合わせ先：電話 048-711-7012 FAX 048-833-0497

住所 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

受付時間：8時30分から17時00分まで（土日祝日、年末年始を除く。）

※3月、4月、7月、9月、11月、1月は、
8時30分から18時45分まで

埼玉県 就学支援金 国公立

検索



埼玉県ホームページはこちら